3 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年10月17日に、資格喪失日に係る記録を同年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月17日から同年10月21日まで

平成 18 年 10 月、人材派遣会社であるA社と派遣契約を締結し、B市にあるC社で金属加工の仕事に従事した。

しかし、C社での仕事の内容が、A社で説明を受けた内容と異なっていたので、4日間で退職した。

A社から受け取った平成 18 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の証言、同社から提出された平成18年度に係る年末調整一覧表及び申立人から提出された平成18年10月分の給与明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及びA社から提出された申立人に係る雇入通知書の給与決定額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届を届け出ていないこ

とを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 18 年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

昭和24年4月にA社(現在は、B社)に入社し、25年10月21日に同社C工場から同社D営業所に異動した。

申立期間についてもA社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生 年金保険加入記録が消えていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事記録では、申立人は昭和 27 年 1 月 21 日にA社C工場から同社D営業所に異動したこととなっているが、申立人の当時の日記には、「25 年 10 月下旬にC工場からD営業所へ異動となり、同年 10 月 22 日に発った」旨の記載があることから、申立人は同年 10 月 21 日ごろに同社D営業所へ異動したと考えられる。

さらに、申立人は昭和 25 年 11 月 1 日にA社本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では、申立人が同社D営業所に異動した後、同社本社において申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いであった状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 41 年 8 月 30 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月30日から41年8月30日まで

昭和39年3月21日にA社に入社し、同時に社員寮に入り、41年8月30日に退社するまで社員寮から通勤していたのに、オンライン記録では40年8月30日に資格喪失したことになっている。

当時の給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 8 月 30 日までA社に勤務していたと主張しているが、 オンライン記録では、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪 失日は、40 年 8 月 30 日とされている。

しかし、A社の工場等を引き継いでいる事業所(B社)が保管しているA 社の「健保、厚保、失業、資格喪失台帳」には、申立人が昭和41年8月30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる上、同台 帳に被保険者資格喪失日が記載されている元同僚(8人)の記載内容をみる と、被保険者資格取得日、被保険者資格喪失日及び標準報酬月額の記録はす べてオンライン記録と一致していることから、申立人の被保険者資格喪失日 の記録だけが相違していることは不自然である。

また、申立人と同期入社で、社員寮で同室であった元同僚(1人)は、申立人は昭和41年8月まで勤務していたと証言している。

さらに、社会保険事務所(当時)が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、被保険者資格喪失日が昭和40年8月30日と手書きで記載されているものの、当該事務処理に係る社会保険庁(当時)への進達日は41年9月12日とスタンプで押印されており、社会保険事務所が被保険者資格喪失日から1年以上経過した後に事務処理を行うことは通常考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録に係る 社会保険事務所の事務処理及び記録管理に不備があったことが認められ、事 業主は、申立人が昭和 41 年 8 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を 社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社の「健保、厚保、失業、 資格喪失台帳」に記載された昭和40年8月の標準報酬月額の記録から、2万 4,000円とすることが妥当である。

富山厚生年金 事案 292 (事案 153 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年9月1日まで

昭和 43 年4月にA社へ入社した後、保険外交員として、50 年8月ごろまで勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていない。

平成21年4月に年金記録の訂正を行わない旨の通知を受けた後、申立期間において、毎月1日、A社B支社へ厚生年金保険料として500円を持参していたことを思い出したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) A社が、申立人について、昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 4 日までの期間において、同社に嘱託社員として在籍していたが、嘱託社員には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと証言しており、その証言に不自然な点はみられない、ii) 同年 3 月 5 日から同年 8 月 31 日までの期間において、申立人が同社で継続的に勤務していたことを確認できる資料や周辺事情が無い、iii) C市の記録により、申立人が、49年 10 月 23 日から現在に至るまで、国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が、当時、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失を認識していたものと推認されるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな周辺事情として、申立期間において、毎月 1日、A社B支社へ厚生年金保険料として 500 円を持参していたと申し立て ているが、同社B支社は、申立期間において、i)嘱託社員から厚生年金保険料を徴収していない、ii)厚生年金保険料の徴収方法は給与からの控除であり、現金受領は行っていない等と証言しているほか、申立期間当時の厚生年金保険料額(被保険者負担分)は、最も低い標準報酬月額(2万円)で計算しても580円となるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間において、A社から給与を受け取っていなかったとしていることから、当時、申立人が同社に使用される者に該当せず、同社で厚生年金保険の被保険者となり得なかったと推認される。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主に納付していたことを確認できる領収書等の資料も無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月20日から23年7月1日まで

② 昭和27年7月2日から同年8月まで

昭和22年8月20日ごろから27年8月中旬ごろまで、A船舶に甲板員として乗船していた。A船舶は、B、C及びDの兄弟が船舶所有者となっていた。

ところが、船員保険被保険者名簿では、船員保険の被保険者期間が昭和 23年7月1日から27年7月2日までとなっている。

申立期間についてもA船舶に乗船していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)が保管している船舶所有者の記号簿によると、船舶所有者Bの船員保険適用年月日は昭和23年7月1日、船舶所有者C及び船舶所有者Dの船員保険適用年月日は24年1月1日とされており、申立期間①については、A船舶には船員保険が適用されていなかったことが確認できる。

また、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿により、申立人は昭和 23 年7月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、27 年7月2日に喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は船員手帳を保管していないため乗船履歴等が確認できない上、A船舶の船舶所有者及び船長は死亡しており、申立期間①及び②について、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月15日から同年8月2日まで

② 平成11年8月2日から16年10月1日まで

平成 11 年 7 月 15 日にA社(現在は、B社)に入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 8 月 2 日となっていることに納得できない。

また、A社に勤務していた期間の標準報酬月額は、当時の給与の総支給額と比較して低い記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人がB社に勤務していたことは確認できるが、同社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を平成 11 年8月2日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人の給与からは申立期間 ①に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人が提出した給与明細書及びB社が提出した 賃金台帳によると、申立人は、当該期間のうち、一部の期間(28 か月間)に おいてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与の支給を受けていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、給与明細書及び賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれより低額であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。